

◎新潟県告示第464号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月18日

新潟県知事      花   角      英   世

1    委託した事務

次の各号に定める歳入の徴収事務

- (1) 新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第18条の規定により徴収する家賃
- (2) 同条例第57条の規定により徴収する駐車場使用料
- (3) 新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）第2条の規定により徴収する県営住宅に係る建物使用料

2    受託者の氏名又は名称及び住所

新潟県住宅供給公社

新潟市中央区新光町15番地2

3    委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで